

## 板橋区点字版広報交付事業取扱要綱

(平成元年 12 月 27 日 区長決裁)

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、視覚障害者に対し、点字版「広報いたばし」を交付し、障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 点字版広報を受けられる者は、板橋区に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、板橋区外の施設に入所している者及び録音版広報の貸与を受けている者は除く。

- ① 視覚障害により身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者
- ② その他区長が特に必要と認めた者

### (申 請)

第 3 条 点字版広報の交付を希望する者は、板橋区点字版広報交付申請書（別記第 1 号様式）により、区長に申請しなければならない。

### (決定等)

第 4 条 区長は前条の申請書を受理したときは、第 2 条に定める要件を有するか否かを調査し、交付の可否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、板橋区点字版広報交付決定通知書（別記第 2 号様式）又は板橋区点字版広報交付申請却下通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知しなければならない。

### (発行回数)

第 5 条 点字版広報は、区広報紙「広報いたばし」の発行回数に応じて発行する。

### (実施内容及び方法)

第 6 条 点字版広報の内容は、区広報紙「広報いたばし」の掲載記事に基づき編集する。編集、作成及び発送は、委託して行う。

### (届 出)

第 7 条 被決定者は、点字版広報の交付を必要としなくなった場合又は届出事項に変更があった場合は、速やかに板橋区点字版広報交付異動届（別記第 4 号様式）により、区長に届出なければならない。

### (被交付資格の消滅)

第 8 条 点字版広報の被交付者が次の各号の一に該当するときは、被交付資格は、消滅する。

- ① 第 2 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 辞退したとき。
- ④ その他不適當な事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により、被交付資格が消滅したときは、板橋区点字版広報資格消滅通知

書（別記第5号様式）により、被交付者であった者に通知する。ただし、被交付者が死亡した場合は、この限りでない。

（申請の代行）

第9条 第3条及び第7条に規定する申請又は届出は、当該行為を行おうとする者に代わって、その者の親族等が行うことができるものとする。

（台帳の整理）

第10条 区長は、点字版広報の交付状況等を明らかにするため、板橋区点字版広報交付者台帳を備える。

（委 任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱制定以前に交付決定を受けた者は、この要綱に基づきなされたものとみなす。また、第2条のただし書き録音版広報との併給の禁止については、この要綱施行以前の交付決定者には、適用しない。

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式

板橋区点字版広報交付申請書

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 住 所  
氏 名  
対象者との続柄  
電 話

板橋区点字版広報交付について、板橋区点字版広報交付事業取扱要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

対象者 (障害者)	氏 名			
	住 所			
	生年月日		電 話	
	障 害 名			
	身体障害者手帳	記号番号	程 度	交付年月日
		号	級	年 月 日
	病院入院	有 無	施設入所	有 無
	病 院 名			
	病院所在地			

※ 添付書類 身体障害者手帳（写し）を添付してください。

※ 板橋区は、本事業に関し申請又は届出いただいた個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適正に管理し、板橋区点字版広報交付事業の実施(実施にかかる準備作業や統計処理などの事務を含む)のために利用します。

また、板橋区は、板橋区議会等の関係機関に対して、当該機関が発行する広報紙の交付等のため、必要な個人情報を提供する場合があります。

第2号様式

板橋区点字版広報交付決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区点字版広報交付資格について、板橋区点字版広報交付事業取扱要綱第4条に基づき審査した結果、下記のとおり点字版広報の交付を決定したので通知します。

記

認定番号	
被決定者氏名	
被決定者住所	

第3号様式

板橋区点字版広報交付申請却下通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区点字版広報交付資格について、板橋区点字版広報交付事業取扱要綱第4条に基づき審査した結果、下記の理由により却下したので通知します。

記

対象者	
住所	
却下理由	

第4号様式

板橋区点字版広報交付異動届

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 住 所  
氏 名  
対象者との続柄  
電 話

辞退をしたい  
点字版広報交付の申請内容を変更した ので、板橋区点字版広報交付事業取扱要綱第7条  
資格が消滅した

の規定に基づき届出します。

記

対象者氏名		認定番号	
対象者住所		電話番号	
変 更 後			
変更事由	住所（転居）		電話番号
	氏 名		
	その他		
	資格の消滅	<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 辞退 <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）	
変更（消滅）年月日	年 月 日		

第5号様式

板橋区点字版広報資格消滅通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

下記のとおり、板橋区点字版広報の交付資格が消滅しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
認定番号	
資格消滅年月	
資格消滅理由	